

○三条地域水道用水供給企業団企業長等の報酬及び
費用弁償に関する条例

昭和50年 7月16日

条 例 第 4 号

改正 昭和55年 3月 3日 条例第1号
昭和58年 8月29日 条例第1号
昭和59年 2月23日 条例第1号
平成 4年 8月17日 条例第2号
平成17年 5月 1日 条例第1号
平成17年10月31日 条例第2号
平成21年 2月25日 条例第1号
令和 5年 2月24日 条例第2号
令和 8年 2月18日 条例第2号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、三条地域水道用水供給企業団企業長、副企業長、参与、監査委員及び附属機関の構成員（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 特別職の職員の報酬は、次のとおりとする。

区 分		報酬の額
企 業 長		年額2万5,000円
副 企 業 長		年額2万3,000円
参 与		年額1万3,000円
監査 委員	識見者からの選任	年額4万1,000円
	議員からの選任	年額2万9,200円
附属機関の構成員		日額7,000円 ただし、特別な事由があるものについては、この額を超えて企業長が定めることができる。

（報酬の支給方法）

第3条 報酬（日額で定められているものを除く。）は、毎年3月末日に当該年度分を支給する。ただし、支給日が休日のときは繰り上げて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、報酬を分割して支給するときは、企業長が適当と認める日に支給することができる。

3 報酬が年額で定められている特別職の職員が、年度の中途において、その職に新たに就いた場合は、その職に就いた当月分から、その職を任期満了その他の事由により離れた場合は、その職を離れた当月分までについて、月割計算により報酬を支給する。

4 日額で定められている報酬は、その都度支給する。

（費用弁償）

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償するものとし、支給する費用弁償の額は、三条市職員の旅費に関する条例（令和7年三条市条例第22号。以下「旅費条例」という。）に定める特別職の職員の旅費相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給方法等については、旅費条例の例による。

（その他）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（平成17年度の報酬の支給方法の特例）

2 平成17年10月31日に現に参与の職にある者が新たに副企業長となる場合におけるその者の同月分の報酬の支給方法については、第3条の規定にかかわらず、第2条に定める副企業長の報酬の金額に基づき月割計算により算出するものとする。

附 則（昭和55年3月3日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年8月29日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年2月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（平成4年8月17日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月1日条例第1号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成17年10月31日条例第2号）

この条例は、平成17年10月31日から施行する。

附 則（平成21年2月25日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月24日条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月18日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。